

かんちゃざんかんけいしりょう

「菅茶山関係資料」が、国の重要文化財（歴史資料）の追加指定へ

令和7年3月21日（金）、国の文化審議会（会長 ^{しまたにひろゆき} 島谷弘幸）は、文部科学大臣に対し、次の文化財を文化財保護法第27条の規定に基づき重要文化財に指定（追加指定）するよう、答申を行う予定です。

1 答申予定の文化財

菅茶山関係資料（福山市西町二丁目4-1 広島県立歴史博物館）

2 文化財の概要 ※（ ）内は追加指定後の総点数

名称等	資料点数	年代	種別	所有者
菅茶山関係資料	886点 (6,255点)	江戸時代	歴史資料	広島県 (広島県立歴史博物館保管)
内 容				
<p>○ 菅茶山関係資料は、備後国神辺出身の儒学者・教育者・漢詩人である菅茶山（1748～1827）とその親族に関わる資料群であり、茶山が詠んだ漢詩集の草稿などの各種草稿類をはじめ、日記類、典籍類、書状類、茶山に贈られた書画・器物類などで構成される。</p> <p>○ 菅茶山の事績及び思想、作品を理解する上で最も重要な資料であるとともに、江戸時代後期における茶山と文人等の交友関係をつぶさに伝え、我が国の文学史ならびに文化史研究上、価値が高いことから、平成26年に5,369点が国の重要文化財に指定された。</p> <p><参考：広島県立歴史博物館ホームページ https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/rekishih/kancyazan-kouyousekiyou.html></p> <p>○ 今回、追加指定の対象となる資料は、令和6年に広島県立歴史博物館が寄贈を受けた資料を含む886点である。</p> <p>茶山の古希や傘寿を祝う贈り物、茶山の落款印や廉塾の蔵書印など、前回の指定資料の価値を高める内容をもつものとして貴重である（主な資料は別紙参照。）。 <small>れんじゆく</small></p>				

◆ 今回追加指定される資料の分類及び点数

分類	既指定 (平成26年)	今回追加指定 (令和7年)	合計
著述稿本類	647点	32点	679点
文書・記録類	631点	318点	949点
書画類	331点	206点	537点
書状類	939点	171点	1,110点
典籍類	2,706点	40点	2,746点
絵図・地図類	44点	—	44点
器物類	71点	119点	190点
合計	5,369点	886点	6,255点

3 今後の予定

答申の3～6か月後に、官報告示により指定予定。

(別紙) 追加指定の対象となる主な資料



そうかくず かきざきはきょう
双鶴図 蠣崎波響画

文化14年(1817)、茶山の古希の祝いとして、松前藩家老で画家の蠣崎波響から贈られた絵



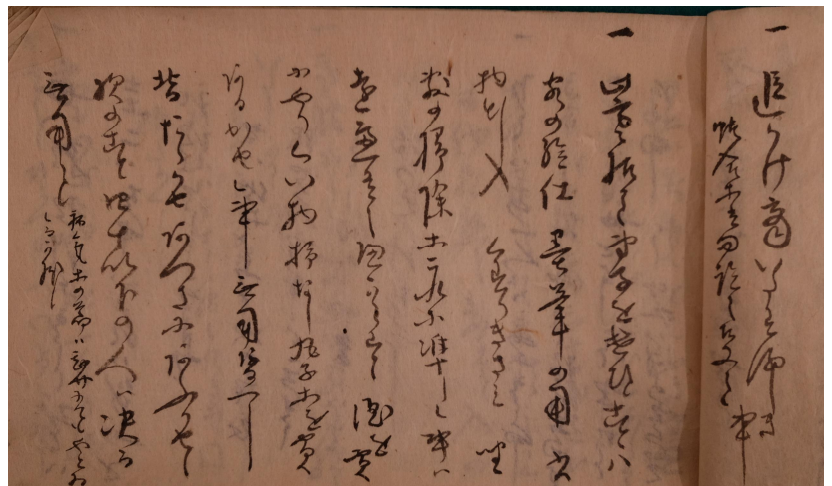
寿杯 松平定信所贈

文化14年(1817)、茶山の古希の祝いとして、元老中の松平定信から贈られた杯



印章類

茶山や廉塾に関する印



庭訓 (部分)

茶山が実家の当主を弟^{ちあん}恥庵に譲る時に示した家訓書



X(旧 Twitter)
発信中!!

広島県立歴史博物館
Hiroshima Prefectural Museum of History
草戸千軒ミュージアム

〒720-0067 広島県福山市西町二丁目4-1
(TEL) 084-931-2513 (FAX) 084-931-2514
(e-mail) rhksoumu@pref.hiroshima.lg.jp

県内所在 国指定・県指定文化財等件数一覧

官報告示後

国指定文化財			県指定文化財			合計
種別(種類)	件数		種別(種類)	件数		
国宝	建造物	7				7
	絵画	2				2
	工芸品	16				16
	書跡・典籍・古文書	1				1
	小計	26				26
重要文化財	建造物	59	重要文化財	建造物	45	104
	絵画	11		絵画	52	63
	彫刻	43		彫刻	94	137
	工芸品	61		工芸品	55	116
	書跡・典籍・古文書	20		書跡・典籍・古文書	51	71
	考古資料	5		考古資料	18	23
	歴史資料	5(±0)		歴史資料	4	9
小計	204	小計	319	523		
重要無形文化財	0	無形文化財	2	2		
重要有形民俗文化財	7	有形民俗文化財	5	12		
重要無形民俗文化財	4	無形民俗文化財	67	71		
記念物	特別史跡・特別名勝	1	記念物			1
	特別史跡	1				1
	特別名勝	1				1
	特別天然記念物	2				2
	史跡	29		史跡	125	154
	名勝	7		名勝	6	13
	天然記念物	15		天然記念物	114	129
小計	56	小計	246	302		
重要伝統的建造物群	4			4		
合計	301	合計	639	940		

国 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	11	
国 選定保存技術	2	
国 登録文化財	登録有形文化財(建造物)	313
	登録有形民俗文化財	1
	登録記念物	3

※1 網かけ部分が、今回追加指定が答申される文化財に関する部分である。

※2 件数は、今回追加指定の答申後、告示がなされた後のものである。(件数に変更はない)

※3 国登録有形文化財(建造物)には、令和7年3月21日に答申予定の2件を含む。